

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例（案）

東京都江戸東京博物館条例（平成四年東京都条例第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項に定める減額又は免除を行うに当たっては、使用し、及び観覧しやすい利用料金となるよう配慮するものとする。

別表第二 一の項中「生徒」を「若者」に改め、同項の表備考二を次のように改める。

二 若者は、十八歳以上二十六歳未満の者をいう。ただし、高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。

別表第二 一の項の表備考三中「生徒」を「若者」に、「小学生及び学齢に達しない」を「十八歳未満の」に改める。

別表第二 二の項中「生徒」を「若者」に改め、同項の表備考一を次のように改める。

一 若者は、十八歳以上二十六歳未満の者をいう。ただし、高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。

別表第二 二の項の表備考二中「生徒」を「若者」に、「小学生及び学齢に達しない」を「十八歳未満の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

芸術文化の振興を図るため、若い世代が広く芸術文化に接する機会及び場を拡大する必要がある。